

南知多町告示第24号

南知多町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる公の施設

篠島渡船ターミナル

2 指定管理者となる団体

南知多町大字篠島字浦磯28番地

南知多町観光協会篠島支部 支部長 板谷勝彦

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和 8年 3月 3日

南知多町長 石 黒 和 彦